

九州大学学則（案）

平成 16 年度九大規則第 1 号
制 定：平成 16 年 4 月 1 日
最終改正：平成 年 月 日
(平成 29 年度九大規則第 号)

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 2 条の 2）
- 第 2 章 組織等（第 3 条～第 17 条）
- 第 3 章 役員、職員等（第 18 条～第 26 条）
- 第 4 章 役員会、経営協議会、教育研究評議会及び総長選考会議（第 27 条～第 30 条）
- 第 5 章 部局長会議（第 31 条～第 37 条）
- 第 6 章 教授会（第 38 条）
- 第 7 章 雑則（第 39 条）

附則

- 第 1 章 総則
(目的等)

第 1 条 九州大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）の精神に則り、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。【学教法第 83 条】

2 本学は、前項の目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

(自己評価等)

第 2 条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。【学教法第 109 条】

2 本学は、前項の自己点検・評価及び第三者評価等多様な評価の結果を本学の目標・計画に反映させ、不断の改革に努めるものとする。

(教育研究活動状況の公表)

第 2 条の 2 本学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。【学教法第 113 条】

- 第 2 章 組織等
(学部)

第 3 条 本学に、次の表に掲げるとおり、学部及び学科を置く。

【学教法第 85 条】【大学設置基準第 4 条】

学 部	学 科
文学部	人文学科
教育学部	
法学部	
経済学部	経済・経営学科、経済工学科
理学部	物理学科、化学科、地球惑星科学科、数学科、生物学科
医学部	医学科、生命科学科、保健学科

歯学部	歯学科
薬学部	創薬科学科、臨床薬学科
工学部	建築学科、電気情報工学科、物質科学工学科、地球環境工学科、エネルギー科学科、機械航空工学科
芸術工学部	環境設計学科、工業設計学科、画像設計学科、音響設計学科、芸術情報設計学科
農学部	生物資源環境学科
共創学部	共創学科

2 学部又は学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に規則で定める。**【大学設置基準第2条】**

3 学部又は学科ごとの卒業認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針は、別に定める。

4 各学部の教員組織の編制その他必要な事項は、別に規則で定める。

5 学部の修業年限、教育課程、学生の入学、退学、卒業その他の学生の修学上必要な事項は、九州大学学部通則（平成16年度九大規則第2号）で定める。

（大学院）

第4条 本学に、九州大学大学院（以下「本大学院」という。）を置く。**【学教法第97条】**

2 本大学院は、本学の目的に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。**【学教法第99条】**

3 本大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。**【学教法第99条】**

第5条 本大学院に、学校教育法（昭和22年法律第26号）第100条ただし書に規定する研究科以外の教育研究上の基本となる組織として、教育上の目的に応じて組織する学府及び研究上の目的に応じ、かつ、教育上の必要性を考慮して組織する研究院を置く。

【学教法第100条】

第6条 前条の本大学院に置く学府は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該学府にそれぞれ同表の右欄に掲げる専攻を置く。**【大学院設置基準第6条】**

学 府	専 攻
人文科学府	人文基礎専攻、歴史空間論専攻、言語・文学専攻
地球社会統合科学府	地球社会統合科学専攻
人間環境学府	都市共生デザイン専攻、人間共生システム専攻、行動システム専攻、教育システム専攻、空間システム専攻、実践臨床心理学専攻
法学府	法政理論専攻
法務学府	実務法学専攻
経済学府	経済工学専攻、経済システム専攻、産業マネジメント専攻

理学府	物理学専攻、化学専攻、地球惑星科学専攻
数理学府	数理学専攻
システム生命科学府	システム生命科学専攻
医学系学府	医学専攻、医科学専攻、保健学専攻、医療経営・管理学専攻
歯学府	歯学専攻
薬学府	創薬科学専攻、臨床薬学専攻
工学府	物質創造工学専攻、物質プロセス工学専攻、材料物性工学専攻、化学システム工学専攻、建設システム工学専攻、都市環境システム工学専攻、海洋システム工学専攻、地球資源システム工学専攻、共同資源工学専攻、エネルギー量子工学専攻、機械工学専攻、水素エネルギーシステム専攻、航空宇宙工学専攻
芸術工学府	芸術工学専攻、デザインストラテジー専攻
システム情報科学府	情報学専攻、情報知能工学専攻、電気電子工学専攻
総合理工学府	量子プロセス理工学専攻、物質理工学専攻、先端エネルギー理工学専攻、環境エネルギー工学専攻、大気海洋環境システム学専攻
生物資源環境科学府	資源生物科学専攻、環境農学専攻、農業資源経済学専攻、生命機能科学専攻、生物産業創成専攻
統合新領域学府	ユーザー感性学専攻、オートモーティブサイエンス専攻、ライブラリーサイエンス専攻
備考 各学府は、博士課程とする。ただし、医学系学府医科学専攻は修士課程、生物資源環境科学府生物産業創成専攻は後期3年だけの博士課程、人間環境学府実践臨床心理学専攻、法務学府実務法学専攻、経済学府産業マネジメント専攻及び医学系学府医療経営・管理学専攻は専門職学位課程（第4条第3項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とし、そのうち法務学府実務法学専攻は法科大学院とする。	

- 2 学府又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に規則で定める。
【大学院設置基準第1条の2】
- 3 学府又は専攻ごとの修了認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針は、別に定める。
- 4 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
【大学院設置基準第4条第1項】
- 5 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を受け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。
【大学院設置基準第3条第1項】

6 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とし、そのうち法科大学院にあっては、専ら法曹養成のための教育を行うことをその目的とする。【専門職大学院設置基準第2条第1項、第18条】

7 各学府の教員組織の編制その他必要な事項は、別に規則で定める。

8 学府の修業年限、教育方法、学生の入学、退学、修了その他の学生の修学上必要な事項は、九州大学大学院通則（平成16年度九大規則第3号）で定める。

第7条 第5条の本大学院に置く研究院は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 人文科学研究院
 - (2) 比較社会文化研究院
 - (3) 人間環境学研究院
 - (4) 法学研究院
 - (5) 経済学研究院
 - (6) 言語文化研究院
 - (7) 理学研究院
 - (8) 数理学研究院
 - (9) 医学研究院
 - (10) 歯学研究院
 - (11) 薬学研究院
 - (12) 工学研究院
 - (13) 芸術工学研究院
 - (14) システム情報科学研究院
 - (15) 総合理工学研究院
 - (16) 農学研究院
- (基幹教育院)

第7条の2 本学に、本学の学生として共通に期待される学びの基幹を育成するための全学組織として、基幹教育院を置く。

2 基幹教育院の内部組織その他必要な事項は、別に定める。
(高等研究院)

第7条の3 本学に、高度な研究活動を推進するための全学的組織として、高等研究院を置く。

2 高等研究院は、本学が世界的研究教育拠点として、学界をリードする卓越した研究成果を上げるために、分野を問わず、本学の誇る優れた研究者のうち、その専門分野において極めて高い研究業績を有する者、ポスト・プロフェッサー及び本学の次世代を担う若手研究者が実質的かつ高度な研究活動を展開する場として、全学的な協力体制のもとに設置するとともに、これらの活動を通じて人材を育成し、その研究成果を広く社会に還元することを目的とする。

3 高等研究院の内部組織その他必要な事項は、別に定める。
(附置研究所)

第8条 本学に、研究所を附置する。

2 前項の研究所（以下「附置研究所」という。）は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該附置研究所の目的は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。【学教法第96条】

附置研究所	目 的
生体防御医学研究所	生体防御医学に関する学理及びその応用の研究
応用力学研究所	力学に関する学理及びその応用の研究
先導物質化学研究所	物質化学に関する先導的な総合研究
マス・フォア・イン	数学の産業応用及びその学理研究

3 各附置研究所の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

(国際研究所)

第8条の2 本学に、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所を置く。

2 カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所は、カーボンニュートラル・エネルギー研究に関する基礎科学を創出するとともに、環境調和型で持続可能な社会の実現に向けた課題の解決に貢献することを目的とする。

3 カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

(病院)

第9条 医学部及び歯学部に、これらに附属する共用の教育研究施設として、医学部・歯学部附属病院を置き、九州大学病院（以下「病院」という。）と称する。 【大学設置基準第39条】

2 病院の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

(附属図書館)

第10条 本学に、附属図書館を置く。 【大学設置基準第36条】

2 附属図書館の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

第11条 削除

(情報基盤研究開発センター)

第12条 本学に、研究、教育等に係る情報化を推進するための実践的調査研究、基盤となる設備等の整備及び提供その他専門的業務を行う全国共同利用施設として、情報基盤研究開発センターを置く。

2 情報基盤研究開発センターは、前項の業務のほか、本学における情報基盤に係るシステム開発を行う。

3 情報基盤研究開発センターの内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

(教育関係共同利用拠点)

第12条の2 第7条の2に規定する基幹教育院は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「学教法施行規則」という。）第143条の2第2項の規定により、文部科学大臣の認定を受けた教育関係共同利用拠点として他大学の利用に供するものとする。

(共同利用・共同研究拠点)

第12条の3 次の表に掲げる附置研究所等は、学教法施行規則第143条の3第2項の規定により、文部科学大臣の認定を受けた共同利用・共同研究拠点としてそれぞれ学術研究の発展に資するものとする。

附置研究所等	共同利用・共同研究拠点
生体防御医学研究所	多階層生体防御システム研究拠点
応用力学研究所	応用力学共同研究拠点
先導物質化学研究所	物質・デバイス領域共同研究拠点
マス・フォア・インダストリ研究所	産業数学の先進的・基礎的共同研究拠点
情報基盤研究開発センター	学際大規模情報基盤共同利用・共同研究拠点

(エネルギー研究教育機構)

第12条の4 本学に、エネルギー分野における高度な研究及び教育活動を推進するための全学的組織として、エネルギー研究教育機構を置く。

2 エネルギー研究教育機構の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

(学内共同教育研究センター)

第13条 本学に、本学の教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行う組織又は教育若しくは研究のため共用する組織として、次表左欄に掲げる学内共同教育研究センターを置き、そのうち設置期間を定める学内共同教育研究センターの当該設置期間の満了する日は、それぞれ同表右欄のとおりとする。

【学教法第96条】

学内共同教育研究センター	設置期間の満了する日
生物環境利用推進センター	
熱帯農学研究センター	
アイソトープ統合安全管理センター	
中央分析センター	
留学生センター	
総合研究博物館	
システムLSI研究センター	平成33年3月31日
国際宇宙天気科学・教育センター	平成34年3月31日
韓国研究センター	
医療系統合教育研究センター	
超伝導システム科学研究センター	平成35年3月31日
未来デザイン学センター	
グローバルイノベーションセンター	
超顕微解析研究センター	
環境安全センター	
西部地区自然災害資料センター	
大学文書館	
ロバート・ファン／アントレプレナーシップ・センター	
アドミッションセンター	
水素エネルギー国際研究センター	

未来化学創造センター	平成３２年３月３１日
鉄鋼リサーチセンター	平成３２年３月３１日
低温センター	
加速器・ビーム応用科学センター	
稲盛フロンティア研究センター	平成３０年３月３１日
炭素資源国際教育研究センター	平成３０年３月３１日
シンクロトロン光利用研究センター	
先端融合医療創成センター	平成３４年３月３１日
極限プラズマ研究連携センター	平成３６年３月３１日
有体物管理センター	
分子システム科学センター	平成３０年３月３１日
日本エジプト科学技術連携センター	平成３１年３月３１日
プラズマナノ界面工学センター	平成３１年３月３１日
先端医療イノベーションセンター	平成３２年３月３１日
ＥＵセンター	平成３３年５月３１日
環境発達医学研究センター	平成３３年３月３１日
ユヌス&椎木ソーシャル・ビジネス研究センター	平成３３年９月３０日
バイオメカニクス研究センター	平成３３年３月３１日
次世代燃料電池産学連携研究センター	平成３４年３月３１日
科学技術イノベーション政策教育研究センター	平成３８年３月３１日
先端素粒子物理研究センター	平成３０年３月３１日
グリーンアジア国際リーダー教育センター	
分子システムデバイス国際リーダー教育センター	平成３１年３月３１日
オルガネラホメオスタシス研究センター	平成３０年３月３１日
水素材料先端科学研究センター	平成３５年３月３１日

アジア埋蔵文化財研究センター	平成35年3月31日
エネルギー基盤技術国際教育研究センター	平成31年3月31日
キャンパスライフ・健康支援センター	
味覚・嗅覚センサ研究開発センター	平成30年10月31日
持続可能な社会のための決断科学センター	
アジア太平洋未来研究センター	平成36年3月31日
循環器病未来医療研究センター	平成32年3月31日
サイバーセキュリティセンター	

- 2 各学内共同教育研究センターの内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。
(先導的学術研究センター)
- 第13条の2 本学に、先導的に学術研究を行う拠点として、先導的学術研究センターを置く。
- 2 先導的学術研究センターは、次の表の左欄に掲げるとおりとし、各先導的学術研究センターの設置期間の満了する日は、それぞれ同表右欄のとおりとする。

先導的学術研究センター	設置期間の満了する日
免疫機構研究センター	平成32年3月31日
エピゲノムネットワーク研究センター	平成30年3月31日
アジア保全生態学センター	平成31年3月31日
ヒトプロテオーム研究センター	平成30年3月31日
最先端有機光エレクトロニクス研究センター	平成31年3月31日
次世代蓄電デバイス研究センター	平成33年3月31日
次世代経皮吸収研究センター	平成33年3月31日
大気環境統合研究センター	平成30年3月31日
量子ナノスピン物性研究センター	平成30年3月31日
小分子エネルギーセンター	平成31年3月31日
第三段階教育研究センター	平成30年3月31日
モデル生物研究センター	平成31年3月31日

巨大ひずみマテリアル国際研究センター	平成 31 年 3 月 31 日
動的構造生命科学研究センター	平成 31 年 3 月 31 日
都市研究センター	平成 31 年 3 月 31 日
スマートモビリティ研究開発センター	平成 32 年 3 月 31 日
惑星微量有機化合物研究センター	平成 32 年 3 月 31 日
磁気ナノバイオセンシング研究開発センター	平成 31 年 3 月 31 日
材料強化機構基盤研究センター	平成 30 年 3 月 31 日
多元計算解剖学国際研究センター	平成 30 年 3 月 31 日
浅海底フロンティア研究センター	平成 33 年 3 月 31 日
確率解析研究センター	平成 33 年 3 月 31 日
多重ゼータ研究センター	平成 33 年 3 月 31 日
がん幹細胞研究センター	平成 33 年 3 月 31 日

3 各先導的学術研究センターの内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

(学部等の附属施設)

第 14 条 次の表の左欄に掲げる学部、学府、研究院、基幹教育院及び附置研究所等に、それぞれ同表の右欄に掲げる附属の教育施設又は研究施設を置く。 **【大学設置基準第 39 条】**

学 部 等	附 属 施 設
理学部	天草臨海実験所
農学部	農場、演習林
人間環境学府	総合臨床心理センター
工学府	ものづくり工学教育研究センター
システム情報科学府	電気エネルギーシステム教育研究センター、高度 ICT 人材教育開発センター
薬学府	薬用植物園
生物資源環境科学府	水産実験所
理学研究院	地震火山観測研究センター
医学研究院	胸部疾患研究施設、心臓血管研究施設、脳神経病研究施設、ヒト疾患

	モデル研究センター、総合コホートセンター
歯学研究院	オーラルヘルス・ブレインヘルス・トータルヘルス研究センター
薬学研究院	産学官連携創薬育薬センター
工学研究院	循環型社会システム工学研究センター、アジア防災研究センター、国際教育支援センター
芸術工学研究院	応用知覚科学研究センター、応用生理人類学研究センター、ソーシャルアートラボ、環境設計グローバル・ハブ
農学研究院	生物的防除研究施設、遺伝子資源開発研究センター、国際農業教育・研究推進センター、イノベティブバイオアーキテクチャーセンター
基幹教育院	学生支援センター
生体防御医学研究所	トランスオミクス医学研究センター、生体多階層システム研究センター、感染ネットワーク研究センター
応用力学研究所	大気海洋環境研究センター、高温プラズマ理工学研究センター、自然エネルギー統合利用センター
カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所	次世代冷媒物性評価研究センター

2 各附属施設の内部組織その他必要な事項は、当該学部等の長が、別に定める。

(国際交流推進機構)

第15条 本学に、次に掲げる特定の重要事項に関し、企画、実施又は推進する組織として、国際交流推進機構を置く。

- (1) 学術の国際交流の推進
- (2) 学生の海外留学及び外国人留学生受入れ等の推進
- (3) アジアの総合研究等の推進

2 国際交流推進機構の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。

(情報統括本部)

第15条の2 本学に、全学的な情報支援を行うための組織として、情報統括本部を置く。

2 情報統括本部の目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 全学的な情報基盤の整備
- (2) 情報技術を用いた教育研究及び大学運営に関わる業務の総合的な支援

3 情報統括本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。

(統合移転推進本部)

第15条の3 本学に、統合移転事業及び伊都キャンパスの整備計画を推進するための組織として、統合移転推進本部を置く。

2 統合移転推進本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。

(基金本部)

第15条の4 本学に、九州大学基金による支援助成事業及び基金強化事業（以下「基金事業」という。）を推進するための組織として、基金本部を置く。

2 基金本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。

(広報本部)

第15条の5 本学に、広報戦略の策定及び広報活動の推進を図るための組織として、広報本部を置く。

2 広報本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。

(グローバル化推進本部)

第15条の6 本学に、全学的なグローバル化を推進するための組織として、グローバル化推進本部を置く。

2 グローバル化推進本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。

(学術研究・産学官連携本部)

第15条の7 本学に、全学の学術研究及び産学官連携を推進するための組織として、学術研究・産学官連携本部を置く。

2 学術研究・産学官連携本部の構成その他必要な事項は、別に定める。

(推進室等)

第16条 本学に、特定の重要事項を企画、推進又は支援する組織として、推進室等を置く。

2 前項の推進室等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該推進室等の目的は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

推進室等	目的
教育改革企画支援室	教育改革に関する事項を企画及び支援すること。
社会連携推進室	社会連携（産学官連携を除く。）の推進を支援すること。
国際交流推進室	国際交流の推進を支援すること。
SHAREオフィス	全学的なグローバル化の推進を支援すること。
インスティテューショナル・リサーチ室	大学運営の基礎となる情報の調査・収集・分析及び提供により、大学の意思決定を支援すること。
キャンパス計画室	キャンパス計画の推進を支援すること。
環境安全衛生推進室	安全衛生の推進を支援すること。
男女共同参画推進室	男女共同参画の推進を支援すること。
情報環境整備推進室	情報環境整備の推進を支援すること。
統合移転事業推進室	統合移転事業及び伊都キャンパスの整備計画に係る企画・立案を行うこと。
国際法務室	外国の諸機関等との交渉及び契約を支援すること。
基金事業推進室	基金事業の実施に係る企画・立案を行うこと。
同窓生連携推進室	同窓生との連携に関すること。
広報戦略推進室	広報戦略に基づく広報活動の推進を支援すること。

百年史編集室	九州大学百年史の編集に関すること。
エネルギー研究教育推進室	エネルギー分野の研究教育の推進を支援すること。

3 前項の各推進室等の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

(事務組織)

第17条 本学に、庶務、会計、施設及び学生の厚生補導等に関する事務を処理させるため事務局を置く。

2 本学の学部、学府等に、その事務を処理させるため事務部を置く。ただし、必要がある場合は、数個の学部等の事務を併せて処理する事務部を置く。

3 前2項に規定する事務組織のほか、本学に、内部監査を実施させるとともに、監事監査の事務を補助させるため監査室を置く。

4 前3項の事務組織の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

【大学設置基準第41条、第42条】

第3章 役員、職員等

(役員)

第18条 国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第10条の規定に基づき、本学に、役員として、学長（「総長」と称する。）、理事8人以内及び監事2人を置く。

【法人法第10条】

第19条 総長は、校務をつかさどり、所属職員を統督するとともに、本学を代表し、その業務を総理する。

【学教法第92条】【法人法第11条】

2 総長は、この規則その他の総長が定める規則等において理事又は職員に委任する業務について報告を求め、必要な措置を命じ、又はその措置を自ら行うことができる。

第20条 理事は、総長の定めるところにより、総長を補佐して本学の業務を掌理し、総長に事故があるときはその職務を代理し、総長が欠員のときはその職務を行う。

【法人法第11条】

第21条 監事は、本学の業務を監査する。この場合において、監事は、監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は本学の業務及び財産の状況を調査することができる。

【法人法第11条】

【条】

(職員)

第22条 本学に、教員、事務職員、技術職員、高度専門職員その他必要な職員を置く。

2 前項の教員は、教授、准教授、講師、助教、准助教及び助手（「教務助手」と称する。）とする。

3 教授、准教授、講師、助教及び教務助手の職務は学校教育法（昭和22年法律第26号）第92条の定めるところによるものとし、准助教の職務は教授及び准教授の職務を助けることとする。

【学教法第92条】

(副学長)

第23条 本学に、総長の定めるところにより、総長を助け、命を受けて校務をつかさどるため、副学長若干人を置く。

2 副学長は、理事のうちから総長が指名する者が兼ねる。

3 前項の規定にかかわらず、総長が特に必要と認めた場合は、職員のうちから総長が指名する者が副学長を兼ねることができるものとする。

【学教法第92条】

(副理事)

第24条 本学に、総長の定めるところにより、理事の職務を助けるため、副理事若干人を置く。

2 副理事は、教授その他の職員のうちから総長が指名する。

(部局長等)

第25条 学部、学府、研究院、基幹教育院、附置研究所、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所、病院、附属図書館及び情報基盤研究開発センター（以下「部局」という。）に長（以下「部局長」という。）を置く。

2 部局長は、当該部局の業務を掌理する。

3 各部局に、副部局長を置くことができる。

4 副部局長は、部局長の定めるところにより、部局長を補佐して部局の業務を処理し、部局長に事故があるときはその職務を代理し、部局長が欠員のときはその職務を行う。

5 部局長及び副部局長の任命手続その他必要な事項は、別に規則で定める。

6 学科及び専攻に、それぞれ学科長又は専攻長を置くことができる。

7 学科長及び専攻長の任命手続その他必要な事項は、別に定めるものとする。

（センター長等）

第26条 学内共同教育研究センターに長（以下「センター長」という。）を置く。

2 センター長は、当該学内共同教育研究センターの業務を掌理する。

3 各学内共同教育研究センターに、副センター長を置くことができる。

4 副センター長は、センター長の定めるところにより、センター長を補佐して当該学内共同教育研究センターの業務を処理し、センター長に事故があるときはその職務を代理し、センター長が欠員のときはその職務を行う。

5 センター長及び副センター長の任命手続その他必要な事項は、別に規則で定める。

第26条の2 先導的学術研究センターに長（以下「センター長」という。）を置く。

2 センター長は、当該先導的学術研究センターの業務を掌理する。

3 各先導的学術研究センターに、副センター長を置くことができる。

4 副センター長は、センター長の定めるところにより、センター長を補佐して当該先導的学術研究センターの業務を処理し、センター長に事故があるときはその職務を代理する。

5 センター長及び副センター長の任命手続その他必要な事項は、別に規則で定める。

第4章 役員会、経営協議会、教育研究評議会及び総長選考会議

（役員会）

第27条 本学に、法人法第11条第2項各号に規定する事項を審議するため、総長及び理事で構成する役員会を置く。 【法人法第11条】

2 役員会の議事の手続その他必要な事項は、別に規則で定める。

（経営協議会）

第28条 本学に、法人法第20条の規定に基づき、本学の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。 【法人法第20条】

2 経営協議会の議事の手続その他必要な事項は、別に規則で定める。

（教育研究評議会）

第29条 本学に、法人法第21条の規定に基づき、本学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。 【法人法第21条】

2 教育研究評議会の議事の手続その他必要な事項は、別に規則で定める。

（総長選考会議）

第30条 本学に、法人法第12条第2項から第6項までの規定に基づき、総長選考会議（以下「選考会議」という。）を置く。 【法人法第12条】

2 選考会議の組織に関し必要な事項は、別に規則で定める。

第5章 部局長会議

（部局長会議）

第31条 本学に、今後の総合計画の企画立案等に関する基本的事項について審議するため、将来計画委員会を置く。

第32条 本学に、予算管理に関する重要事項を審議するため、財務委員会を置く。

第33条 本学に、大学評価に関する重要事項を審議するため、大学評価委員会を置く。

第34条 本学に、ハラスメントの防止に関する事項を審議するため、ハラスメント委員会を置く。

第35条 本学に、男女共同参画の推進に関する事項を審議するために、男女共同参画推進委員会を置く。

第36条 本学に、大学運営上の課題に係る総合的な人事制度、人員管理及び人件費計画等に関する重要事項を審議するために、人事委員会を置く。

第36条の2 本学に、基金事業に関する事項を審議するために、基金委員会を置く。

第36条の3 本学に、障害者差別の解消の推進に関する事項を審議するために、障害者支援推進委員会を置く。

第37条 第31条から前条までに規定する委員会（「部局長会議」と総称する。）の組織、議事の手続その他必要な事項は、別に規則で定める。

第6章 教授会

第38条 部局（病院及び附属図書館を除く。）に、教授会を置く。 **【学教法第93条】**

2 教授会の組織、審議事項、議事の手続その他必要な事項は、九州大学教授会通則（平成16年度九大規則第8号）で定める。

第7章 雑則

（雑則）

第39条 この規則に定めるもののほか、本学の目的を達成するために必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 法人法附則第16条第1項の規定に基づき本学に置かれる九州大学医療技術短期大学部（以下「短期大学部」という。）は、平成16年4月1日に短期大学部に在学する学生が短期大学部に在学しなくなる日において、廃止する。
- 3 前項の短期大学部に在学する学生の教育課程の履修その他当該学生の教育に必要な事項については、九州大学医療技術短期大学部学則（昭和46年4月8日施行）等の規定によるものとする。
- 4 法人法附則第17条の規定に基づき、平成15年9月30日に当該大学に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた九州芸術工科大学に在学する者（以下「在学者」という。）の卒業又は大学院の課程修了のため必要となる教育は、九州大学芸術工学部（以下「芸術工学部」という。）又は九州大学大学院芸術工学府（以下「芸術工学府」という。）において行うものとする。
- 5 前項の在学者の教育課程の履修その他当該学生の教育に必要な事項については、九州芸術工科大学学則（平成5年4月1日施行）等の規定によるものとする。ただし、これによることができない事項については、総長又は芸術工学部若しくは芸術工学府の教授会が定めるところによる。
- 6 第12条の3に規定する附置研究所等は、文部科学大臣の認定期間である平成34年3月31日までの間存続するものとする。
- 7 第13条第1項に規定する宙空環境研究センターは、平成24年3月31日まで存続するものとする。
- 8 第14条第1項に規定する工学研究院附属の環境システム科学研究センターは平成20年3月31日まで、生体防御医学研究所附属の感染防御研究センターは平成23年3月31日まで、応用力学研究所附属の力学シミュレーション研究センター及び炉心理工学研究センターは平成19年3月31日まで存続するものとする。
- 9 法人法等関係法令又はこの学則等に基づき定める諸規則等のほか、承継的、定型的又は簡易な事項で総長が必要と認めるものについては、当分の間、総長が定めるところにより、廃止前の国立学校設置法（昭和24年法律第150号）に基づき設置された九州大学の諸規則等の規定を適用又は準用するものとする。

附 則（平成16年度九大規則第193号）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 人間環境学府発達・社会システム専攻は、改正後の第6条第1項の規定にかかわらず、平成

1 7年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成17年度九大規則第4号）

1 この規則は、平成17年7月15日から施行し、平成17年7月1日から適用する。

2 改正後の第13条第1項に規定するデジタルメディシン・イニシアティブ及びアジア総合政策センターは、平成22年6月30日まで存続するものとする。

附 則（平成17年度九大規則第23号）

この規則は、平成17年11月7日から施行する。

附 則（平成17年度九大規則第30号）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 薬学部総合薬学科は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該学科に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成18年度九大規則第2号）

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規則第25号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規則第37号）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 改正後の第14条第1項に規定する応用力学研究所附属の東アジア海洋大気環境研究センター及び高温プラズマ力学研究センターは、平成29年3月31日まで存続するものとする。

3 改正後の第22条第2項に規定する准助教の職種は、平成19年4月1日に当該職に在職する者が在職しなくなる日において、廃止する。

附 則（平成19年度九大規則第27号）

この規則は、平成19年11月1日から施行する。

附 則（平成19年度九大規則第31号）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成19年度九大規則第58号）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 理学府基礎粒子系科学専攻、分子科学専攻、凝縮系科学専攻及び生物科学専攻並びに医学系学府機能制御医学専攻、生殖発達医学専攻、病態医学専攻、臓器機能医学専攻、分子常態医学専攻及び環境社会医学専攻は、改正後の九州大学学則（以下「新規則」という。）第6条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 新規則第14条第1項に規定する工学研究院附属の循環型社会システム工学研究センターは、平成30年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成20年度九大規則第1号）

この規則は、平成20年4月17日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成20年度九大規則第9号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規則第37号）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 システム情報科学府情報理学専攻、知能システム学専攻、情報工学専攻、電気電子システム工学専攻及び電子デバイス工学専攻は、この規則による改正後の九州大学学則（以下「新学則」という。）第6条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 新学則第14条第1項に規定する生体防御医学研究所附属の感染ネットワーク研究センターは、平成31年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成21年度九大規則第1号）

この規則は、平成21年5月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規則第5号）

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規則第12号）

この規則は、平成21年8月1日から施行し、第13条第1項にシンクロトン光利用研究センターを加える改正規定は、平成21年7月1日から適用する。

附 則（平成21年度九大規則第20号）

1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学学則第36条の6の規定は、平成21年9月1日から適用する。

附 則（平成21年度九大規則第33号）

この規則は、平成21年11月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規則第49号）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 法学府基礎法学専攻、公法・社会法学専攻、民刑事法学専攻、国際関係法学専攻及び政治学専攻並びに薬学府医療薬科学専攻（修士課程）及び創薬科学専攻（修士課程）並びに工学府機械科学専攻及び知能機械システム専攻並びに生物資源環境科学府生物資源開発管理学専攻、植物資源科学専攻、生物機能科学専攻、動物資源科学専攻、農業資源経済学専攻、生産環境科学専攻、森林資源科学専攻及び遺伝子資源工学専攻は、この規則による改正後の九州大学学則（以下「新規則」という。）第6条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該専攻に在学する者が在学なくなる日までの間、存続するものとする。

3 新規則第14条第1項に規定する生体防御医学研究所附属の生体多階層システム研究センターは、平成32年3月31日まで存続するものとする。

4 九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）附則第6項の規定にかかわらず、生体防御医学研究所附属の感染防御研究センターは、廃止する。

附 則（平成22年度九大規則第1号）

この規則は、平成22年4月28日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成22年度九大規則第6号）

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第12号）

1 この規則は、平成22年8月1日から施行する。ただし、第13条第1項に応用知覚研究センターを加える改正規定は同年9月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学学則第13条第1項に規定する応用知覚研究センターは、平成24年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成22年度九大規則第30号）

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第45号）

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第47号）

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第74号）

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第78号）

この規則は、平成23年2月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第81号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第1号）

この規則は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第4号）

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第8号）

- 1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学学則第14条第1項に規定するシステム情報科学府附属の高度ICT人材教育開発センターは、平成32年3月31日まで存続するものとする。
 - 附 則（平成23年度九大規則第10号）
この規則は、平成23年8月1日から施行する。
 - 附 則（平成23年度九大規則第12号）
この規則は、平成23年10月1日から施行する。
 - 附 則（平成23年度九大規則第68号）
この規則は、平成23年11月1日から施行する。
 - 附 則（平成23年度九大規則第72号）
この規則は、平成24年1月1日から施行する。
 - 附 則（平成23年度九大規則第80号）
- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に設置された薬学府医療薬科学専攻（博士後期課程）及び創薬科学専攻（博士後期課程）は、この規則による改正後の九州大学学則第6条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
 - 附 則（平成24年度九大規則第11号）
この規則は、平成24年10月1日から施行する。
 - 附 則（平成24年度九大規則第29号）
この規則は、平成24年12月1日から施行する。ただし、第25条に係る改正規定は、平成25年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成24年度九大規則第36号）
この規則は、平成25年1月1日から施行する。
 - 附 則（平成24年度九大規則第37号）
この規則は、平成25年2月1日から施行する。
 - 附 則（平成24年度九大規則第42号）
この規則は、平成25年3月1日から施行する。
 - 附 則（平成24年度九大規則第45号）
- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学学則第14条第1項に規定する自然エネルギー統合利用センターは、平成35年3月31日まで存続するものとする。
 - 附 則（平成25年度九大規則第2号）
この規則は、平成25年5月1日から施行する。
 - 附 則（平成25年度九大規則第8号）
この規則は、平成25年6月3日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
 - 附 則（平成25年度九大規則第10号）
この規則は、平成25年7月1日から施行する。
 - 附 則（平成25年度九大規則第16号）
この規則は、平成25年8月1日から施行する。ただし、知的財産本部の名称及び目的に係る改正規定は、平成25年9月1日から施行する。
 - 附 則（平成25年度九大規則第40号）
この規則は、平成25年11月1日から施行する。
 - 附 則（平成25年度九大規則第47号）
この規則は、平成25年12月1日から施行する。ただし、第14条第1項の表に薬学研究院の項を加える改正規定は、平成26年1月1日から施行する。
 - 附 則（平成25年度九大規則第51号）
この規則は、平成26年1月1日から施行する。
 - 附 則（平成25年度九大規則第76号）

この規則は、平成26年1月27日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第78号）

この規則は、平成26年3月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第83号）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 比較社会文化学府は、この規則による改正後の九州大学学則第6条第1項の規定にかかわらず、平成26年3月31日に当該学府に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成26年度九大規則第2号）

この規則は、平成26年4月30日から施行し、この規則による改正後の九州大学学則の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成26年度九大規則第6号）

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規則第11号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第13条第1項の表に係る改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規則第60号）

この規則は、平成26年12月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規則第70号）

この規則は、平成27年1月22日から施行する。

附 則（平成26年度九大規則第76号）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 九州大学高等教育機構規則（平成18年度九大規則第3号）は、廃止する。

附 則（平成26年度九大規則第77号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規則第120号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第2号）

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第9号）

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第21号）

この規則は、平成27年12月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第23号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第26号）

この規則は、平成28年2月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第31号）

この規則は、平成28年3月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第34号）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学学則第14条第1項に規定する次世代冷媒物性評価研究センターは、平成33年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成28年度九大規則第3号）

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第8号）

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第14号）

この規則は、平成28年7月29日から施行する。

附 則（平成２８年度九大規則第２０号）

この規則は、平成２８年１０月１日から施行する。

附 則（平成２８年度九大規則第６５号）

この規則は、平成２８年１２月１日から施行する。

附 則（平成２８年度九大規則第６９号）

この規則は、平成２９年１月１日から施行する。

附 則（平成２８年度九大規則第７６号）

この規則は、平成２９年２月１日から施行する。

附 則（平成２８年度九大規則第８１号）

この規則は、平成２９年３月１日から施行する。

附 則（平成２８年度九大規則第８３号）

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。ただし、第１４条第１項の表中のオーラルヘルス・ブレインヘルス・トータルヘルス研究センターを加える規定は、平成２８年４月１日から適用する。

附 則（平成２９年度九大規則第 号）

この規則は、平成 年 月 日から施行する。

九州大学学則の一部を改正する規則（案）

平成 29 年度九大規則第 号
制 定：平成 年 月 日

九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

(新)	(旧)				
(略)	(略)				
(学部)	(学部)				
第 3 条 本学に、次の表に掲げるとおり、学部及び	第 3 条 (同左)				
学科を置く。					
<table border="1"> <tr> <th>学部</th><th>学科</th></tr> </table>	学部	学科	<table border="1"> <tr> <th>学部</th><th>学科</th></tr> </table>	学部	学科
学部	学科				
学部	学科				
文学部	文学部				
教育学部	教育学部				
法学部	法学部				
経済学部	経済・経営学科、経済工学科				
理学部	物理学科、化学科、地球惑星科学科、数学科、生物学科				
医学部	医学科、生命科学科、保健学科				
歯学部	歯学科				
薬学部	創薬科学科、臨床薬学科				
工学部	建築学科、電気情報工学科、物質科学工学科、地球環境工学科、エネルギー科学科、機械航空工学科				
芸術工学部	環境設計学科、工業設計学科、画像設計学科、音響設計学科、芸術情報設計学科				
農学部	生物資源環境学科				
共創学部	共創学科				
2～4 (略)	2～4 (略)				
(略)	(略)				

附 則

この規則は、平成 年 月 日から施行する。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 6 条）
- 第 2 章 入学、再入学、転学部、転入学及び編入学（第 7 条～第 14 条）
- 第 3 章 教育課程、卒業の認定等（第 15 条～第 25 条）
- 第 4 章 退学、転学、留学及び休学（第 26 条～第 33 条）
- 第 5 章 表彰、除籍及び懲戒（第 34 条～第 37 条）
- 第 6 章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第 38 条～第 42 条）
- 第 7 章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び専修生（第 43 条～第 47 条）

附則

- 第 1 章 総則
（趣旨）

第 1 条 この規則は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号）第 3 条第 4 項の規定に基づき、学部の修業年限、教育課程、学生の入学、退学、卒業その他の学生の修学に必要な事項を定めるものとする。

（修業年限等）

第 2 条 修業年限は、4 年とする。

2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科、歯学部及び薬学部臨床薬学科の修業年限は、6 年とする。 【学教法第 87 条】

3 九州大学（以下「本学」という。）の科目等履修生として一定の単位を修得した者が本学に入学する場合において、当該単位の修得により教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数に応じて相当期間を修業年限の 2 分の 1 を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

4 前項の修業年限の通算は、学部教授会の議を経て各学部長が定める。
（在学期間の限度）

第 3 条 在学期間の限度は、8 年とする。

2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科、歯学部及び薬学部臨床薬学科の在学期間の限度は、12 年とする。
（定員）

第 4 条 各学部・学科の学生定員は、別表のとおりとする。
（学年及び学期）

第 5 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

【学教法規則第 163 条】

2 学期の区分は、各学部規則において定める。

【大学設置基準第 23 条】

3 前項に定める各学期は、2 つの授業期間に区分することができる。
（休業日）

第 6 条 休業日（授業を行わない日）は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

本学記念日 5 月 11 日

別に定める春季、夏季及び冬季の各休業日

【大学設置基準第 22 条】

2 臨時の休業日は、その都度定める。

3 前 2 項の休業日において、特に必要がある場合には、授業を行うことがある。

- 第 2 章 入学、再入学、転学部、転入学及び編入学
（入学の時期）

第 7 条 学生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特に必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第8条 本学に入學することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号。以下この条において「旧規程」という。）による大学入学資格検定（以下この条において「旧検定」という。）に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により大学に入學した者であつて、本学において、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入學資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの **【学教法第90条、学教法規則第150条】**

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であつて、本学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、本学に入學させることができる。

- (1) 高等学校に2年以上在學した者
- (2) 中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は特別支援学校の高等部に2年以上在學した者
- (3) 外国において、学校教育における9年の課程に引き続く学校教育の課程に2年以上在學した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定したものを含む。）の当該課程に2年以上在學した者
- (5) 前項第5号に規定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において2年以上在學した者
- (6) 文部科学大臣が指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則第4条に定める試験科目の全部（試験の免除を受けた試験科目を除く。）について合格点を得た者（旧規程第4条に規定する受験科目の全部（旧検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。）について合格点を得た者を含む。）で17歳に達したもの

【学教法第90条、学教法規則第153条、第154条】

(入學の出願)

第9条 入學を志願する者は、所定の期日までに、入學志願票に、所定の入學検定料その他別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入學者選抜)

第10条 前条の入學を志願する者については、入學者選抜を行う。 **【学教法規則第144条】**

(入學の手續及び許可)

第10条の2 総長は、前条の入學者選抜の結果合格した者で、所定の期日までに入學料の納付（入學料の全部若しくは一部の免除又は徴収猶予を受けようとする者にあつては、当該免除又は徴収猶予に係る申請）及び所定の書類の提出を完了したものに入學を許可する。

(再入學)

第11条 第26条の規定により退學した後、再び同一学部に入學を志願する者については、選

考の上、再入学を許可することがある。

(転入学又は編入学)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者については、選考の上、転入学又は編入学を許可することができる。

- (1) 他の大学の学生で、本学に転入学を志願する者
- (2) 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)で、本学に転入学を志願するもの
- (3) 大学において単位(科目等履修生として修得した単位を除く。)を修得した者で、編入学を志願するもの
- (4) 大学を卒業し、又は学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者で、編入学を志願するもの
- (5) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、編入学を志願するもの
- (6) 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)で、本学に編入学を志願するもの
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)で、編入学を志願するもの
- (8) 高等学校の専攻科の課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)で、編入学を志願するもの

(転学部)

第12条の2 学部長は、本学の学生で転学部を志願する者について、学部教授会の議を経て選考の上、転学部を許可することができる。

(再入学、転入学及び編入学の手續及び許可)

第13条 第11条及び第12条に規定する再入学、転入学及び編入学に係る手續及び許可については、第10条の2の規定を準用する。

(再入学等における修業年限等の取扱い)

第14条 第11条から第12条の2までの規定により再入学、転学部、転入学及び編入学(以下「再入学等」という。)を許可された者の修業年限及び既修得単位の認定については、学部教授会の議を経て各学部長が別に定める。

- 2 前項の規定により修業年限を定められた者の在学期間の限度は、当該修業年限の2倍とする。

第3章 教育課程、卒業の認定等

(教育課程)

第15条 各学部の教育課程は、基幹教育科目及び専攻教育科目により編成するものとする。

- 2 前項の基幹教育科目の履修については、別に定める。
- 3 第1項の教育課程及び卒業の認定については、各学部規則において定める。

(21世紀プログラム)

第16条 各学部(医学部医学科、歯学部及び薬学部臨床薬学科を除く。)に、学部横断型の教育を行うための教育課程として、九州大学21世紀プログラムを置く。

- 2 九州大学21世紀プログラム及び当該プログラムの教育を受ける学生の卒業の認定については、前条第3項の規定にかかわらず、九州大学21世紀プログラムに関する規則(平成16年度九大規則第89号)により定める。

(チャレンジ21)

第16条の2 本学に、学部ごとに編成する教育課程のほか、学部共通の課程を置く。

- 2 前項の課程をチャレンジ21と称し、当該課程について必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第16条の3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併

用により行うものとする。

2 各学部は、文部科学大臣が定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 各学部は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。第2項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

【大学設置基準第25条】

(単位の計算方法)

第17条 各授業科目(基幹教育科目を除く。)の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で各学部規則に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で各学部規則に定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、当該学部規則に定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して当該学部規則に定める時間の授業をもって1単位とする。

【大学設置基準第21条】

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目について、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認める場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

【大学設置基準第21条】

3 基幹教育科目の各授業科目の単位の計算方法は、別に定める。

(成績評価基準等の明示等)

第17条の2 学部長は、学生に対して、授業科目の授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 学部長は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

【大学設置基準第25条の2】

(成績評価)

第17条の3 学生が履修した授業科目について、試験により成績評価を行う。ただし、平素の成績をもって、試験の成績に代えることができる。

2 各授業科目の成績は、A、B、C、D及びFの5種の評語をもってあらわし、A、B、C及びDを合格とし、Fを不合格とする。

A 基準を大きく超えて優秀である。

B 基準を超えて優秀である。

C 望ましい基準に達している。

D 単位を認める最低限の基準には達している。

F 基準を大きく下回る。

3 前項の規定にかかわらず、演習、実験、実習等の可否等により判定する授業科目は、R又はFの評語をもってあらわすことができるものとし、Rを合格とする。

4 前3項に定めるもののほか成績評価に関し必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第17条の4 学部長は、当該学部の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

【大学設置基準第25条の3】

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第18条 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、当該学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

【大学設置基準第28条】

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学

の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。【大学設置基準第28条】

(休学期間中の外国の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第19条 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(大学以外の教育施設における学修)

第20条 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学部教授会の議を経て各学部長が定めるところにより単位を与えることができる。【大学設置基準第29条】

(入学前の既修得単位等の認定)

第21条 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位についても同様とする。【大学設置基準第30条】

2 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学部教授会の議を経て各学部長が定めるところにより単位を与えることができる。【大学設置基準第30条】

(本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数の限度)

第22条 第18条から前条までの規定により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第11条及び第12条に規定する再入学等の場合を除き、合わせて60単位を超えないものとする。この場合において、入学前の既修得単位等で第15条第1項に規定する基幹教育科目の授業科目の履修により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、30単位を超えないものとする。【大学設置基準第28条、第29条、第30条】

(長期にわたる教育課程の履修)

第23条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を学部長に申し出たときは、学部教授会の議を経て各学部長が定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。【大学設置基準第30条の2】

(卒業)

第24条 第2条に規定する期間在学し、所定の授業科目及び単位数を履修修得した者は、卒業者とし、これに卒業証書を授与する。【大学設置基準第32条】

2 前項の規定にかかわらず、本学の各学部(医学部医学科、歯学部及び薬学部臨床薬学科を除く。)に3年以上在学した者で、各学部規則の定めるところにより、所定の授業科目及び単位数を優秀な成績で履修修得したものは、卒業者とし、卒業証書を授与することができる。

3 第1項の規定による卒業に必要な単位のうち、第16条の3第2項及び第3項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。ただし、卒業に必要な単位が124単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては188単位、薬学部臨床薬学科にあつては186単位)を超える学部にあつては、その超える部分の単位数を60単位に加えることができる。【学教法第89条】

(学位の授与)

第25条 卒業者には、九州大学学位規則(平成16年度九大規則第86号)の定めるところにより、学士の学位を授与するものとする。【学教法第104条】 【学位規則第2条】

第4章 退学、転学、留学及び休学

(退学)

第26条 学生が退学しようとするときは、学部長を経て総長に退学許可願を提出し、その許可を受けなければならない。

(転学)

第27条 他の大学に転学を志望する学生は、学部長を経て総長に転学許可願を提出し、その許可を受けなければならない。

(留学)

第28条 外国の大学又は短期大学に留学を志望する学生は、学部長に留学許可願を提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第2条の修業年限に通算することができる。

(休学)

第29条 疾病又は経済的理由のため2月以上修学できない学生は、学部長の許可を得て、その学年の終わりまで休学することができる。

2 前項のほか、特別の事情があると認められたときは、学部長は、休学を許可することができる。

第30条 疾病のため修学が不適当と認められる学生に対しては、学部長は、休学を命ずることができる。

第31条 休学期間中に、その事由が消滅したときは、学部長の許可を得て、復学することができる。

第32条 休学した期間は、在学期間に算入しない。

第33条 休学期間は、第2条に規定する修業年限の年数を超えることはできない。ただし、第11条又は第12条の規定により再入学等をした者の休学期間は、第14条第1項に規定する修業年限の年数を超えることができない。

第5章 表彰、除籍及び懲戒

(表彰)

第34条 学生に表彰に価する行為があったときは、総長が表彰することがある。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第35条 総長は、学部長の報告により学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該学生を除籍することができる。

(1) 欠席が長期にわたるとき。

(2) 成業の見込みがないとき。

(3) 長期間にわたり行方不明のとき。

(4) 第3条又は第14条第2項に規定する在学期間の限度を超えたとき。

(5) 第33条に規定する休学期間を超えてなお復学できないとき。

第36条 総長は、学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該学生を除籍する。

(1) 入学料の一部を免除された者若しくは免除を不許可とされた者又は入学料の徴収を猶予された者若しくは徴収の猶予を不許可とされた者が、所定の期日までに入学料を納付しないとき。

(2) 授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しないとき。

(懲戒)

第37条 総長は、学生が本学の規則に違反し、又はその本分に反する行為があったときは、当該学生を懲戒する。

2 前項の場合における懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒の手続その他懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料)

第38条 入学(再入学、転入学又は編入学を含む。次条において同じ。)を志願する者は、検定料を納付しなければならない。

(入学料)

第39条 入学に当たっては、入学料を納付しなければならない。

2 入学料の納付が困難な者に対し、その全部若しくは一部を免除し、又は徴収猶予することができる。

3 前項の入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料)

第40条 各年度に係る授業料は、次の表に掲げる納付区分ごとに、それぞれ授業料の年額の2分の1に相当する額を同表に掲げる納期に納付しなければならない。ただし、当該期の授業料の免除、徴収猶予又は月割分納を申請した者の納期については、この限りでない。

納 付 区 分	納 期
前期（4月1日から9月30日まで）	4月30日まで
後期（10月1日から3月31日まで）	10月31日まで

2 休学が前項に定めた授業料納付区分の全期間である場合は、その期間分の授業料を免除する。

3 経済的理由により授業料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀と認められる者その他やむを得ない特別の事情があると認められる者については、授業料の全部若しくは一部を免除し、徴収猶予し、又は月割分納を許可することができる。

4 前項の授業料の免除、徴収猶予及び月割分納に関し必要な事項は、別に定める。

(寄宿料)

第41条 寄宿舎に入居した者は、所定の期日までに、寄宿料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると認められる者については、寄宿料を免除することができる。

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額等)

第42条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額、徴収方法その他の必要な事項については、国立大学法人九州大学における授業料その他の費用に関する規程（平成16年度九大会規第12号。以下「費用規程」という。）に定める。

第7章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び専修生

(科目等履修生)

第43条 本学の学生以外の者で、学部の授業科目のうち一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、科目等履修生として入学を許可することがある。

【大学設置基準第31条】

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第44条 本学において、学部で開講する特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、当該学部の教育研究上支障がない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第45条 他の大学又は外国の大学の学生で、本学において、学部で開講する特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他の大学又は外国の大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生及び専修生)

第46条 学部において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、当該学部の教育研究上支障がない場合に限り、選考の上、研究生又は専修生として入学を許可することがある。

2 研究生及び専修生に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料等)

第47条 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び専修生の検定料、入学料及び授業料の額、徴収方法その他の必要な事項については、費用規程に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日に本学に在学し、平成16年4月1日以降も引き続き在学する者の教育課程の履修その他当該学生の教育に必要な事項については、九州大学通則(昭和24年6月1日施行)等の規定によるものとする。

附 則 (平成16年度九大規則第194号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年度九大規則第31号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大規則第38号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年度九大規則第32号)

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則 (平成19年度九大規則第59号)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の九州大学学部通則第16条の2の規定は、平成20年度に九州大学に入学する者から適用する。

附 則 (平成20年度九大規則第38号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年度九大規則第50号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大規則第83号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年度九大規則第81号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大規則第47号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年度九大規則第84号)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学学部通則第15条及び第22条の規定は、平成26年度に九州大学に入学する者から適用し、平成26年3月31日に九州大学に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年度九大規則第78号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年度九大規則第36号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大規則第84号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年度九大規則第 号)

この規則は、平成 年 月 日から施行する。

別表（第4条関係）

学 部 名	学 科 名	学 生 定 員						収容定員
		1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	5 年次	6 年次	
文学部	人文学科	151	160	160	160	—	—	631
教育学部		46	50	50	50	—	—	196
法学部		189	200	200	200	—	—	789
経済学部	経済・経営学科	141	150	150 (10)	150 (10)	—	—	591 (20)
	経済工学科	85	90	90 (10)	90 (10)	—	—	355 (20)
	計	226	240	240 (20)	240 (20)	—	—	946 (40)
理学部	物理学科	55	59	59	59	—	—	232
	化学科	62	67	67	67	—	—	263
	地球惑星科学科	45	48	48	48	—	—	189
	数学科	50	54	54 (5)	54 (5)	—	—	212 (10)
	生物学科	46	49	49	49	—	—	193
	計	258	277	277 (5)	277 (5)	—	—	1,089 (10)
医学部	医学科	111	111	111	111	111	111	666
	生命科学科	12	12	12	12	—	—	48
	保健学科	134	137	137	137	—	—	545
	計	257	260	260	260	111	111	1,259
歯学部	歯学科	53	53	53	53	53	53	318
薬学部	創薬科学科	49	50	50	50	—	—	199

	臨床薬学科	30	30	30	30	30	30	180
	計	79	80	80	80	30	30	379
工学部	建築学科	58	60	60	60	—	—	238
	電気情報工学科	153	158	158	158	—	—	627
	物質科学工学科	163	168	168	168	—	—	667
	地球環境工学科	145	150	150	150	—	—	595
	エネルギー科学科	95	99	99	99	—	—	392
	機械航空工学科	164	169	169	169	—	—	671
	計	778	804	804	804	—	—	3,190
芸術工学部	環境設計学科	35	38	38	38	—	—	149
	工業設計学科	45	48	48	48	—	—	189
	画像設計学科	35	38	38	38	—	—	149
	音響設計学科	35	38	38	38	—	—	149
	芸術情報設計学科	37	40	40	40	—	—	157
	計	187	202	202	202	—	—	793
農学部	生物資源環境学科	226	229	229	229	—	—	913
共創学部	共創学科	105	—	—	—	—	—	105
総計		2,555	2,555	2,555 (25)	2,555 (25)	194	194	10,608 (50)

(備考)

- 1 学生定員の（ ）を付したものは3年次編入学定員で外数
- 2 （ ）を付した学科は、学部の改組により、学生募集を停止したものである。
- 3 外国人である学生は、定員外とすることができる。

九州大学学部通則の一部を改正する規則（案）

平成 2 9 年度九大規則第 号
制 定：平成 年 月 日

九州大学学部通則（平成 1 6 年度九大規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

(新)	(旧)
(略) (定員) 第 4 条 各学部・学科の学生定員は、別表のとおりとする。 (略) 別表 (別紙のとおり)	(略) (定員) 第 4 条 (同左) (略) 別表 (別紙のとおり)

附 則

この規則は、平成 年 月 日から施行する。

新

別表（第4条関係）

学 部 名	学 科 名	学 生 定 員						収容定員
		1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	5 年次	6 年次	
文学部	人文学科	<u>151</u>	160	160	160	—	—	<u>631</u>
教育学部		<u>46</u>	50	50	50	—	—	<u>196</u>
法学部		<u>189</u>	200	200	200	—	—	<u>789</u>
経済学部	経済・経営学科	<u>141</u>	150	150 (10)	150 (10)	—	—	<u>591</u> (20)
	経済工学科	<u>85</u>	90	90 (10)	90 (10)	—	—	<u>355</u> (20)
	計	<u>226</u>	240	240 (20)	240 (20)	—	—	<u>946</u> (40)
理学部	物理学科	<u>55</u>	59	59	59	—	—	<u>232</u>
	化学科	<u>62</u>	67	67	67	—	—	<u>263</u>
	地球惑星科学科	<u>45</u>	48	48	48	—	—	<u>189</u>
	数学科	<u>50</u>	54	54 (5)	54 (5)	—	—	<u>212</u> (10)
	生物学科	<u>46</u>	49	49	49	—	—	<u>193</u>
	計	<u>258</u>	277	277 (5)	277 (5)	—	—	<u>1,089</u> (10)
医学部	医学科	111	111	111	111	111	111	666
	生命科学科	12	12	12	12	—	—	48
	保健学科	<u>134</u>	137	137	137	—	—	<u>545</u>
	計	<u>257</u>	260	260	260	111	111	<u>1,259</u>
歯学部	歯学科	53	53	53	53	53	53	318
薬学部	創薬科学科	<u>49</u>	50	50	50	—	—	<u>199</u>

	臨床薬学科	30	30	30	30	30	30	180
	計	<u>79</u>	80	80	80	30	30	<u>379</u>
工学部	建築学科	<u>58</u>	60	60	60	—	—	<u>238</u>
	電気情報工学科	<u>153</u>	158	158	158	—	—	<u>627</u>
	物質科学工学科	<u>163</u>	168	168	168	—	—	<u>667</u>
	地球環境工学科	<u>145</u>	150	150	150	—	—	<u>595</u>
	エネルギー科学科	<u>95</u>	99	99	99	—	—	<u>392</u>
	機械航空工学科	<u>164</u>	169	169	169	—	—	<u>671</u>
	計	<u>778</u>	804	804	804	—	—	<u>3,190</u>
芸術工学部	環境設計学科	<u>35</u>	38	38	38	—	—	<u>149</u>
	工業設計学科	<u>45</u>	48	48	48	—	—	<u>189</u>
	画像設計学科	<u>35</u>	38	38	38	—	—	<u>149</u>
	音響設計学科	<u>35</u>	38	38	38	—	—	<u>149</u>
	芸術情報設計学科	<u>37</u>	40	40	40	—	—	<u>157</u>
	計	<u>187</u>	202	202	202	—	—	<u>793</u>
農学部	生物資源環境学科	<u>226</u>	229	229	229	—	—	<u>913</u>
共創学部	共創学科	<u>105</u>	—	—	—	—	—	<u>105</u>
総 計		2,555	2,555	2,555 (25)	2,555 (25)	194	194	10,608 (50)

(備考)

- 1 学生定員の（ ）を付したものは3年次編入学定員で外数
- 2 （ ）を付した学科は、学部の改組により、学生募集を停止したものである。
- 3 外国人である学生は、定員外とすることができる。

旧

別表（第4条関係）

学 部 名	学 科 名	学 生 定 員						収容定員
		1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	5 年次	6 年次	
文学部	人文学科	<u>160</u>	160	160	160	—	—	<u>640</u>
教育学部		<u>50</u>	50	50	50	—	—	<u>200</u>
法学部		<u>200</u>	200	200	200	—	—	<u>800</u>
経済学部	経済・経営学科	<u>150</u>	150	150 (10)	150 (10)	—	—	<u>600</u> (20)
	経済工学科	<u>90</u>	90	90 (10)	90 (10)	—	—	<u>360</u> (20)
	計	<u>240</u>	240	240 (20)	240 (20)	—	—	<u>960</u> (40)
理学部	物理学科	<u>59</u>	59	59	59	—	—	<u>236</u>
	化学科	<u>67</u>	67	67	67	—	—	<u>268</u>
	地球惑星科学科	<u>48</u>	48	48	48	—	—	<u>192</u>
	数学科	<u>54</u>	54	54 (5)	54 (5)	—	—	<u>216</u> (10)
	生物学科	<u>49</u>	49	49	49	—	—	<u>196</u>
	計	<u>277</u>	277	277 (5)	277 (5)	—	—	<u>1,108</u> (10)
医学部	医学科	111	111	111	111	111	111	666
	生命科学科	12	12	12	12	—	—	48
	保健学科	<u>137</u>	137	137	137	—	—	<u>548</u>
	計	<u>260</u>	260	260	260	111	111	<u>1,262</u>
歯学部	歯学科	53	53	53	53	53	53	318
薬学部	創薬科学科	<u>50</u>	50	50	50	—	—	<u>200</u>

	臨床薬学科	30	30	30	30	30	30	180
	計	<u>80</u>	80	80	80	30	30	<u>380</u>
工学部	建築学科	<u>60</u>	60	60	60	—	—	<u>240</u>
	電気情報工学科	<u>158</u>	158	158	158	—	—	<u>632</u>
	物質科学工学科	<u>168</u>	168	168	168	—	—	<u>672</u>
	地球環境工学科	<u>150</u>	150	150	150	—	—	<u>600</u>
	エネルギー科学科	<u>99</u>	99	99	99	—	—	<u>396</u>
	機械航空工学科	<u>169</u>	169	169	169	—	—	<u>676</u>
	計	<u>804</u>	804	804	804	—	—	<u>3,216</u>
芸術工学部	環境設計学科	<u>38</u>	38	38	38	—	—	<u>152</u>
	工業設計学科	<u>48</u>	48	48	48	—	—	<u>192</u>
	画像設計学科	<u>38</u>	38	38	38	—	—	<u>152</u>
	音響設計学科	<u>38</u>	38	38	38	—	—	<u>152</u>
	芸術情報設計学科	<u>40</u>	40	40	40	—	—	<u>160</u>
	計	<u>202</u>	202	202	202	—	—	<u>808</u>
農学部	生物資源環境学科	<u>229</u>	229	229	229	—	—	<u>916</u>
総 計		2,555	2,555	2,555 (25)	2,555 (25)	194	194	10,608 (50)

(備考)

- 1 学生定員の（ ）を付したものは3年次編入学定員で外数
- 2 （ ）を付した学科は、学部の改組により、学生募集を停止したものである。
- 3 外国人である学生は、定員外とすることができる。

九州大学学位規則（案）

平成16年度九大規則第86号
施行：平成16年 4月 1日
最終改正：平成 年 月 日
(平成29年度九大規則第 号)

（趣旨）

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）により定めるように規定されている事項その他九州大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

（学位）

第2条 本学が授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 本学が授与する専門職学位は、修士（専門職）及び法務博士（専門職）とする。

（学士の学位授与の要件）

第3条 学士の学位授与は、本学の課程を修了し、卒業を認定された者に対し行うものとする。

（修士の学位授与の要件）

第4条 修士の学位授与は、本学大学院の学府の修士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、修士の学位は、九州大学大学院通則（平成16年度九大規則第3号。以下「大学院通則」という。）第2条第5項に定める一貫制博士課程（以下「一貫制博士課程」という。）において、大学院通則第27条及び第27条の2に規定する修了要件を満たした者に対し授与することができる。

（博士の学位授与の要件）

第5条 博士の学位授与は、本学大学院の学府の博士課程を修了した者に対し行うものとする。

（専門職学位の授与の要件）

第6条 専門職学位の授与は、本学大学院の学府の専門職大学院の課程を修了した者に対し行うものとする。

（修士の学位授与）

第7条 修士の学位授与に関して必要な事項は、各学府規則で定める。

（博士論文の提出）

第8条 博士論文（以下「論文」という。）は、博士後期課程にあっては2年以上（法科大学院の課程を修了した者が博士後期課程に入学した場合にあっては1年以上）、医学系学府医学専攻、歯学府及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程（以下「医学系、歯学及び薬学の博士課程」という。）にあっては3年以上、一貫制博士課程にあっては4年以上在学し、各学府規則に定める所要の授業科目の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けなければ、提出することができない。

2 前項の規定にかかわらず、優れた研究業績を上げた者については、在学期間が博士後期課程にあっては2年、医学系、歯学及び薬学の博士課程にあっては3年、一貫制博士課程にあっては4年に満たなくても論文を提出させることができる。

3 論文は、在学期間中に提出するものとし、その期日は、各学府規則で定める。ただし、博士後期課程、医学系、歯学及び薬学の博士課程又は一貫制博士課程に所定の年限在学し、各学府規則に定める所要の授業科目の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、退学の上、別に定める期間内に論文を提出することができる。

4 論文は、論文審査願に、論文目録、論文要旨及び履歴書各1通を添え、当該学府長を経て総長に提出するものとする。

第9条 論文は、1編とし、2通を提出するものとする。ただし、参考として、他の論文を添付することができる。

2 総長は、審査のため必要があるときは、論文の副本又は訳文、模型、標本等の提出を求めることがある。

3 受理した論文は、返還しない。

（論文の審査）

第10条 総長は、論文を受理したときは、学府教授会にその審査を付託するものとする。

2 前項の審査は、論文を受理した後1年以内に終了するものとする。

- 第11条 学府教授会は、前条第1項により付託された論文を審査するため、論文調査委員（以下「調査委員」という。）を定めて、その論文の調査及び最終試験を行わせる。
- 2 調査委員は、3名以上とし、必要に応じ、他の大学院又は研究所等の教員等を加えることができる。
- 第12条 最終試験は、論文を中心とし、これに関連のある授業科目について、口頭又は筆答により行うものとする。
- 第13条 調査委員は、論文調査及び最終試験を終了したときは、調査及び最終試験の結果の要旨を、文書をもって、学府教授会に報告しなければならない。
- 第14条 学府教授会は、前条の報告に基づき、学位を授与すべきか否かを審査する。
- 2 前項の審査は、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成があることを必要とする。
- （審査結果の報告）
- 第15条 学府教授会は、前条の審査の結果を文書をもって、総長に報告しなければならない。
- （論文提出による博士）
- 第16条 第5条に定めるもののほか、博士の学位授与は、本学大学院の学府の行う論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の学府の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認（以下「学力の確認」という。）をされた者に対し行うことができる。
- 2 第8条第3項ただし書に規定する者が、退学の上、同項ただし書に定める期間を経過した後に論文を提出した場合も、前項の例による。
- 3 前2項により博士の学位を請求しようとする者は、学位申請書に、学位論文2通、同目録、論文要旨及び履歴書各1通並びに総長が定める審査手数料を添え、関係学府を経て、総長に提出しなければならない。
- 4 既納の審査手数料は、返還しない。
- 5 第9条の規定は、第3項の規定による学位の請求に準用する。
- 第17条 総長は、前条による論文を受理したときは、学府教授会にその審査を付託するものとする。
- 2 学府教授会は、調査委員を定めて、その論文の調査及び学力の確認を行わせる。
- 3 第10条第2項及び第11条第2項の規定は、前2項の場合に準用する。
- 第18条 論文の調査にあたっては、原則として試験を行う。
- 2 試験は、論文を中心とし、これに関連のある授業科目について、口頭又は筆答により行うものとする。
- 第19条 学力の確認は、試問による。
- 2 試問は、口頭又は筆答によるものとし、専攻分野に関し本学大学院の学府の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有し、かつ、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力を有するか否かについて行う。この場合、外国語を課すものとし、その種類は、各学府教授会において定める。
- 3 第1項の規定にかかわらず、十分な研究歴と顕著な研究業績を有する者については、試問以外の方法により学力の確認を行うことができる。
- 第20条 前2条の規定による論文の調査及び学力の確認の結果の取扱いについては、第13条から第15条までの規定を準用する。
- （専門職学位の授与）
- 第21条 専門職学位の授与に関して必要な事項は、専門職大学院の課程を置く学府の各学府規則で定める。
- （学位記の授与）
- 第22条 総長は、第15条（第20条において準用する場合を含む。）の報告を踏まえ、学位を授与すべきか否かを決定し、博士の学位を授与すべき者に学位記を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。
- 2 総長は、卒業並びに修士課程及び専門職大学院の課程修了の審査結果の報告を踏まえ、学位を授与すべきか否かを決定し、学士若しくは修士の学位又は専門職学位を授与すべき者に学位記を授与する。
- （学位授与の報告等）

第23条 総長は、前条第1項により博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、所定の様式による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するとともに、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第24条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学府の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該学府は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

4 第1項及び第2項により論文を公表する場合には、本学において審査を受けた学位論文であることを、明記しなければならない。

第25条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「九州大学」と付記しなければならない。

(学位の名称)

第26条 第2条の学位（法務博士（専門職）を除く。）を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記するものとし、学位の名称は、学士にあつては別表第1のとおりとし、修士の学位及び博士の学位にあつては別表第2のとおりとし、専門職学位にあつては、別表第3のとおりとする。

(学位授与の取消)

第27条 本学において博士の学位を授与された者が不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又は学位の榮譽を汚辱する行為があつたときは、総長は、教育研究評議会の議を経て、既に与えた学位を取り消し、学位記を返納させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 教育研究評議会において前項の決定を行うには、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の4分の3以上の賛成があることを必要とする。

(学位記等の様式)

第28条 学位記及び学位申請関係書類の様式は、別記様式のとおりとする。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年3月31日に本学に在学し、平成16年4月1日以降も引き続き在学する者（21世紀プログラムの教育を受ける学生を除く。）については、九州大学学位規則（昭和32年11月19日施行）の規定によるものとする。

3 九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）附則第4項に規定する者に授与する学位記については、第28条の規定にかかわらず、次の様式によるものとする。

(1) 九州芸術工科大学芸術工学部の課程を修めて卒業した者に授与する学位記の様式

学 位 記		
学 位 記	氏 名	
	年 月 日生	
本学において九州芸術工科大学芸術工学部〇〇学科所定の課程を修めたことを認める		
年 月 日	九州芸術工科大学教育課程担当 九州大学芸術工学部長	印

本学芸術工学部長の認定により学士（芸術工学）の学位を授与する

大学印

九州大学総長

印

第 号

(2) 九州芸術工科大学大学院の博士前期課程を修めて修士課程を修了した者に授与する学位記の様式

学位記

学府印

氏 名
年 月 日生

本学において九州芸術工科大学大学院芸術工学研究科芸術工学専攻の博士前期課程を修めたことを認める

年 月 日

九州芸術工科大学大学院教育課程担当
九州大学大学院芸術工学府長

印

本学大学院芸術工学府長の認定により修士（芸術工学）の学位を授与する

大学印

九州大学総長

印

芸術第 号

(3) 九州芸術工科大学大学院の博士課程を修めて博士課程を修了した者に授与する学位記の様式

学位記

学府印

氏 名
年 月 日生

本学において九州芸術工科大学大学院芸術工学研究科芸術工学専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したことを認める

年 月 日

九州芸術工科大学大学院教育課程担当
九州大学大学院芸術工学府長

印

本学大学院芸術工学府長の認定により博士（〇〇）の学位を授与する

大学印

九州大学総長

印

芸術甲第 号

附 則（平成16年度九大規則203号）
この規則は、平成17年4月1日から施行する。
附 則（平成17年度九大規則第55号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規則第19号）

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規則第118号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規則第74号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第11号）

1 この規則は、平成22年6月15日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

2 平成22年3月31日に九州大学大学院薬学府の修士課程に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者に授与する学位の名称については、この規則による改正後の九州大学学位規則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年度九大規則第151号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第113号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第4号）

この規則は、平成24年5月1日から施行し、平成24年3月14日から適用する。

附 則（平成24年度九大規則第35号）

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第92号）

1 この規則は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学学位規則（以下「新規則」という。）第23条の規定は、施行日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。

3 新規則第24条の規定は、施行日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

4 新規則別記様式の規定は、施行日以後に授与する学位記について適用し、同日前に授与する学位記については、なお従前の例による。

附 則（平成25年度九大規則第116号）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成26年3月31日までに九州大学大学院比較社会文化学府に入学した者に授与する学位の名称については、この規則による改正後の九州大学学位規則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年度九大規則第141号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第54号）

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第85号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規則第 号）

1 この規則は、平成 年 月 日から施行する。

2 平成30年3月31日に九州大学に在学し21世紀プログラムの課程を履修している者であって、同年4月1日以降も引き続き在学し同課程を履修する者に授与する学位の名称については、この規則による改正後の九州大学学位規則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（学士の学位）

学 部	学 位 の 名 称
文学部	学士（文学）
教育学部	学士（教育学）
法学部	学士（法学）
経済学部	学士（経済学）
理学部	学士（理学）
医学部	学士（医学） 学士（生命医科学） 学士（看護学） 学士（保健学）
歯学部	学士（歯学）
薬学部	学士（創薬科学） 学士（薬学）
工学部	学士（工学）
芸術工学部	学士（芸術工学）
農学部	学士（農学）
共創学部	学士（学術）

別表第2（修士の学位及び博士の学位）

学 府	学 位 の 名 称	
	修 士	博 士
人文科学府	修士（文学）	博士（文学）
地球社会統合科学府	修士（学術） 修士（理学）	博士（学術） 博士（理学）
人間環境学府（臨床実践心理学専攻を除く。）	修士（人間環境学） 修士（文学） 修士（教育学） 修士（心理学） 修士（工学）	博士（人間環境学） 博士（文学） 博士（教育学） 博士（心理学） 博士（工学）
法学府	修士（法学）	博士（法学）

経済学府（産業マネジメント専攻を除く。）	修士（経済学）	博士（経済学）
理学府	修士（理学）	博士（理学）
数理学府	修士（数理学） 修士（技術数理学）	博士（数理学） 博士（機能数理学）
システム生命科学府	修士（システム生命科学） 修士（理学） 修士（工学） 修士（情報科学）	博士（システム生命科学） 博士（理学） 博士（工学） 博士（情報科学）
医学系学府（医療経営・管理学専攻を除く。）	修士（医科学） 修士（看護学） 修士（保健学）	博士（医学） 博士（看護学） 博士（保健学）
歯学府	——	博士（歯学） 博士（臨床歯学） 博士（学術）
薬学府	修士（創薬科学）	博士（創薬科学） 博士（臨床薬学）
工学府	修士（工学）	博士（工学）
芸術工学府	修士（芸術工学） 修士（デザインストラテジー）	博士（芸術工学） 博士（工学）
システム情報科学府	修士（情報科学） 修士（理学） 修士（工学） 修士（学術）	博士（情報科学） 博士（理学） 博士（工学） 博士（学術）
総合理工学府	修士（理学） 修士（工学） 修士（学術）	博士（理学） 博士（工学） 博士（学術）
生物資源環境科学府	修士（農学）	博士（農学）
統合新領域学府	修士（感性学） 修士（芸術工学） 修士（工学） 修士（オートモーティブサイエンス） 修士（ライブラリーサイエンス） 修士（学術）	博士（感性学） 博士（芸術工学） 博士（工学） 博士（オートモーティブサイエンス） 博士（ライブラリーサイエンス） 博士（学術）

別表第3（専門職学位）

--	--

専 門 職 大 学 院	学 位 の 名 称
人間環境学府実践臨床心理学専攻	臨床心理修士（専門職）
経済学府産業マネジメント専攻	経営修士（専門職）
医学系学府医療経営・管理学専攻	医療経営・管理学修士（専門職）
法科大学院 （法務学府実務法学専攻）	法務博士（専門職）

別記様式

- (1) 第3条により本学を卒業した者（21世紀プログラムの課程を修めて本学を卒業した者を除く。）に授与する学位記の様式

学 位 記	
学 部 印	氏 名 年 月 日 生
本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修めたことを認める 年 月 日 九州大学〇〇学部長 印	
本学〇〇学部長の認定により本学を卒業したので学士（〇〇）の学位を授与する 大 学 印 九州大学総長 印	
第 号	

- (2) 第3条により21世紀プログラムの課程を修めて本学を卒業した者に授与する学位記の様式

学 位 記	
	氏 名 年 月 日 生
本学所定の二十一世紀プログラムの課程を修めたので本学の卒業を認め学士（学術）の学位を授与する 大 学 印 年 月 日 九州大学総長 印	
第 号	

- (3) 第4条第1項により修士課程（共同教育課程を除く。）を修了した者に授与する学位記の様式

--

学位記 氏年月日生名 本学大学院〇〇学府〇〇専攻の修士課程を修了したので修士（〇〇）の学位を授与する 年月日 九州大学 印 △修第号
--

備考 △印の箇所は学府名の略号を記入する。

(4) 第4条第1項により修士課程（共同教育課程）を修了した者に授与する学位記の様式

学位記 氏年月日生名 九州大学大学院〇〇学府及び□□大学大学院◇◇研究科の◎◎専攻の修士課程を修了したので修士（〇〇）の学位を授与する 年月日 九州大学 印 △修第号 □ □ 大学 印
--

備考1 △印の箇所は学府名の略号を記入する。

2 □印の箇所は共同教育課程を構成する大学（本学を除く。）、◇印の箇所は構成大学の共同教育課程を編成する研究科の名称を記入する。

3 ◎印の箇所は共同教育課程における専攻の名称を記入する。

(5) 第4条第2項により修士課程の修了に相当する要件を満たした者に授与する学位記の様式

学位記 氏年月日生名 本学大学院〇〇学府〇〇専攻において修士課程の修了に相当する要件を満たしたので修士（〇〇）の学位を授与する 年月日 九州大学 印 △修第号

備考 △印の箇所は学府名の略号を記入する。

(6) 第5条により博士課程（博士課程教育リーディングプログラムを除く。）を修了した者に授与する学位記の様式

学位記

氏 名 年 月 日 生 本学大学院〇〇学府〇〇専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（〇〇）の学位を授与する 年 月 日 九 州 大 学 △博甲第 号	印
---	---

備考 △印の箇所は学府名の略号を記入する。

- (7) 第5条により博士課程（博士課程教育リーディングプログラム）を修了した者に授与する学位記の様式

学 位 記 氏 名 年 月 日 生 本学大学院〇〇学府〇〇専攻の博士課程（□□□□□□□□）において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（〇〇）の学位を授与する 年 月 日 九 州 大 学 △博甲第 号	印
--	---

備考 △印の箇所は学府名の略号を記入し、□印の箇所は博士課程教育リーディングプログラムの名称を記入する。

- (8) 第6条により専門職学位課程を修了した者（法科大学院（法務学府実務法学専攻）の専門職学位課程を修了した者を除く。）に授与する学位記の様式

学 位 記 氏 名 年 月 日 生 本学大学院〇〇学府〇〇専攻の専門職学位課程を修了したので〇〇修士（専門職）の学位を授与する 年 月 日 九 州 大 学 △専第 号	印
---	---

備考 △印の箇所は学府名の略号を記入する。

- (9) 第6条により法科大学院（法務学府実務法学専攻）の専門職学位課程を修了した者に授与する学位記の様式

学 位 記 氏 名 年 月 日 生 本学法科大学院（法務学府実務法学専攻）の専門職学位課程を修了したので法務博
--

士（専門職）の学位を授与する	年	月	日	九州大学	印
法専第	号				

(10) 第16条により博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認をされた者に授与する学位記の様式

学位記					
氏名					
年 月 日生					
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士（〇〇）の学位を授与する					
年 月 日					
九州大学					
△博士第	号				印

備考 △印の箇所は学府名の略号を記入する。

(11) 学位申請関係書類の様式

ア 第8条第4項による学位論文審査願様式

年 月 日					
九州大学総長殿					
〇〇学府〇〇学専攻					
〇〇年入学					
氏名印					
学位論文審査願					
このたび博士の学位を受けたいので、九州大学学位規則第8条により、下記のとおり関係書類を添え、学位論文を提出いたしますから御審査ください。					
記					
1	主論文	1編	冊	2通	
2	参考論文	編	冊	1通	
3	論文目録				
4	論文要旨				
5	履歴書				

イ 第16条第3項による学位申請書様式

年 月 日

九州大学総長殿

本籍：

氏名：

印

学位申請書

貴学学位規則第16条により、博士の学位を受けたいので、下記のとおり関係書類を添え、学位論文を提出いたします。

なお所定の手数料を納入いたします。

記

- | | | | | |
|---|------|----|---|----|
| 1 | 主論文 | 1編 | 冊 | 2通 |
| 2 | 参考論文 | 編 | 冊 | 1通 |
| 3 | 論文目録 | | | |
| 4 | 論文要旨 | | | |
| 5 | 履歴書 | | | |

ウ 添付書類の様式

① 論文目録様式

論文目録

区分 甲乙

氏名	
主論文 1編〇冊	
題名	
(印刷公表の方法及びその時期(未公開の場合は予定を記入))	
参考論文 〇編〇冊	
題名	
1	
2 (同上)	
3	

備考

- 1 論文題名が外国語の場合は、訳を付すること。
- 2 未公表の論文の場合は、原稿の枚数を記入すること。
- 3 参考論文が2以上ある場合は、その題名を列記すること。

② 履歴書様式

履 歴 書				区分	甲乙
(ふりがな) 氏 名 生 年 月 日	年 月 日生				男 女
本 籍 (都道府県名)	都 道 府 県				
現 住 所	都道 府 県	区市 郡	町 村	番地	
学 歴 年 月 日 年 月 日 職 歴 年 月 日 年 月 日 研究歴 年 月 日 年 月 日 上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏 名 印					
備考 1 学歴は、新制大学卒業以後又は最終学歴を記載すること。 2 研究歴には研究した事項とその期間を明記すること。なお、学歴又は職歴に記載した期間中に研究歴に当たるものがある場合は、それについても記入すること。					

九州大学学位規則の一部を改正する規則（案）

平成 29 年度九大規則第 号
制 定：平成 年 月 日

九州大学学部通則（平成 16 年度九大規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

(新)	(旧)
(略) (学位の名称) 第 26 条 第 2 条の学位（法務博士（専門職）を除く。）を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記するものとし、学位の名称は、学士にあっては別表第 1 のとおりとし、修士の学位及び博士の学位にあっては別表第 2 のとおりとし、専門職学位にあっては、別表第 3 のとおりとする。 (略) 別表第 1（別紙のとおり） 別表第 2・3（略）	(略) (学位の名称) 第 26 条（同左） (略) 別表第 1（別紙のとおり） 別表第 2・3（略）

附 則

- 1 この規則は、平成 年 月 日から施行する。
- 2 平成 30 年 3 月 31 日に九州大学に在学し 21 世紀プログラムの課程を履修している者であって、同年 4 月 1 日以降も引き続き在学し同課程を履修する者に授与する学位の名称については、この規則による改正後の九州大学学位規則別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

新

別表第1（学士の学位）

学 部	学位の名称
文学部	学士（文学）
教育学部	学士（教育学）
法学部	学士（法学）
経済学部	学士（経済学）
理学部	学士（理学）
医学部	学士（医学） 学士（生命医科学） 学士（看護学） 学士（保健学）
歯学部	学士（歯学）
薬学部	学士（創薬科学） 学士（薬学）
工学部	学士（工学）
芸術工学部	学士（芸術工学）
農学部	学士（農学）
共創学部	学士（学術）

旧

別表第1（学士の学位）

学 部	学位の名称
文学部	学士（文学） <u>学士（学術）</u>
教育学部	学士（教育学） <u>学士（学術）</u>
法学部	学士（法学） <u>学士（学術）</u>
経済学部	学士（経済学） <u>学士（学術）</u>
理学部	学士（理学） <u>学士（学術）</u>
医学部	学士（医学） 学士（生命医科学） 学士（看護学） 学士（保健学） <u>学士（学術）</u>
歯学部	学士（歯学）
薬学部	学士（創薬科学） 学士（薬学） <u>学士（学術）</u>
工学部	学士（工学） <u>学士（学術）</u>
芸術工学部	学士（芸術工学） <u>学士（学術）</u>
農学部	学士（農学） <u>学士（学術）</u>

備考 各学部の専攻分野の名称中「学術」については、21世紀プログラムの課程を修めて卒業を認定された者を対象とする。

第 1 章 総則

第 1 条 この規則は、九州大学学部通則（平成 16 年度九大規則第 2 号。以下「通則」という。）により各学部規則において定めるように規定されている事項その他共創学部の教育に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 共創学部は、現代社会が直面する問題について、自ら設定した課題に応じて課題解決を構想するにあたって必要なことを学び、他者との協働による学びや留学等による経験を通じて、新たな知や価値を生み出す共創の専門性を身につけたグローバル人材を組織的に養成する。

第 3 条 学年を分けて、次の 2 学期とする。

前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

2 前項に定める各学期の授業期間は、別に定める。

第 4 条 学生の入学に関し必要な事項は、別に定める。

2 学生の再入学、転学部、転入学又は編入学（以下「再入学等」という。）については、収容定員に余裕がある場合又は特に必要と認める場合に、共創学部教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、許可することができる。

3 前項の規定により再入学等を許可された者の修業年限、単位修得の方法等については、教授会の議を経て、共創学部長（以下「学部長」という。）が決定する。

第 5 条 科目等履修生として、本学において一定の単位を修得した後に入学する者の修業年限の通算については、教授会の議を経て、学部長が決定する。

第 6 条 学生が、通則第 2 3 条の規定に基づき、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を学部長に申し出たときは、教授会の議を経て学部長が定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

第 7 条 共創学部における教育課程は、基幹教育科目及び専攻教育科目により編成するものとする。

2 基幹教育科目に関する授業科目、単位数及び最低修得単位数は、別表第 1 のとおりとする。

3 専攻教育科目に関する授業科目、単位数及び最低修得単位数は、別表第 2 のとおりとする。

4 前 2 項に規定するもののほか、臨時に開設する授業科目は、その都度教授会の議を経て、学部長が別に定める。

5 単位計算の基準は、講義及び演習については 15 時間又は 30 時間をもって 1 単位、実験及び実習については 30 時間又は 45 時間をもって 1 単位とする。ただし、これによりがたい場合は、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

第 8 条 前条第 3 項の規定にかかわらず、他学部及び他大学の関連専門科目を、専攻教育科目の科目として履修することができる。

第 9 条 学生は、各学期の始めに履修しようとする授業科目を学部長に届け出なければならない。

第 2 章 単位修得及び卒業

第 10 条 各授業科目の成績評価は、通則第 17 条の 3 の規定に基づき行うものとする。

第 11 条 学部長は、前条の規定により合格の評価を受けた授業科目について、所定の単位を認定する。

第 12 条 共創学部の卒業の要件は、共創学部 4 年以上在学し、次の各号に定めるところにより、124 単位以上修得することとする。

(1) 基幹教育科目 48 単位以上

(2) 専攻教育科目 76 単位以上

2 教授会は、前項の単位を修得した者について、卒業の審査を行う。

第 3 章 科目等履修生及び聴講生

第13条 科目等履修生として入学を志願できる者は、九州大学科目等履修生等規則（平成16年度九大規則第91号）第2条第1項の規定に基づき、通則第8条第1項各号に定めるものとする。

第14条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の願書に履修しようとする授業科目名を記載し、履歴書及び検定料を添えて、学部長に願出しなければならない。

2 学部長は、学生の授業に支障がないときは、前項の願出があった者について選考の上、学年又は学期の始めに入学を許可することができる。

第15条 科目等履修生の履修した授業科目については、試験により所定の単位を与える。

2 前項の単位の授与については、第11条及び第12条の規定を準用する。

第16条 学部長は、科目等履修生の修得した単位について、所要の証明書を交付することができる。

第17条 特定の授業科目を聴講しようとする者は、所定の願書に聴講しようとする授業科目名を記載し、履歴書及び検定料を添えて、学期の始めに学部長に願出なければならない。

第18条 聴講生として、聴講を志願できる者は、大学において2年以上の課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認めた者とする。

第19条 学部長は、学生の履修に妨げがない場合は、教授会の議を経て、学期又は学年ごとに聴講を許可することができる。

第20条 聴講生に対しては、単位修得の認定を行わない。ただし、法令等に基づく資格を得るため等特に単位を必要とする者については、単位修得の認定を行うことができる。

2 学部長は、聴講生から請求があるときは、聴講証明書又は単位修得証明書を交付することができる。

第5章 雑則

第21条 この規則その他の規則等に定めるもののほか、共創学部の校務について必要な事項は、教授会の議を経て学部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 年 月 日から施行する。

別表第1 (基幹教育科目に関する授業科目、単位数及び最低修得単位数)

区 分				授 業 科 目	単位数	最低修得 単位数	合計最低 修得単位数
基幹教育 セミナー				基幹教育セミナー	1	1	1
課題協学 科目				課題協学科目	2. 5	2. 5	2. 5
言語文化 科目	言語文化 基礎科目	第1外国語 (英語イン テンシブ コース)	英語	Intensive English: Global Issues RW 1	1	1 0	1 6
				Intensive English: Global Issues RW 2	1		
				Intensive English: Global Issues LS 1	1		
				Intensive English: Global Issues LS 2	1		
				Intensive English: Japanese Issues 1	1		
				Intensive English: Japanese Issues 2	1		
				Intensive English: Academic Issues 1	1		
				Intensive English: Academic Issues 2	1		
				Intensive English: Academic Issues 3	1		
				Intensive English: Academic Issues 4	1		
			学術英語ゼミ・リーディング・リスニング		2	2	
			学術英語ゼミ・ライティング・スピーキング		2		
			学術英語ゼミ・オーラル・コミュニケーション		2		
			日本語	Integrated Courses : Beginners A	1	1 2	
				Integrated Courses : Beginners B	1		
				Integrated Courses : Elementary 1A	1		
		Integrated Courses : Elementary 1B		1			
		Integrated Courses : Elementary 2A		1			
		Integrated Courses : Elementary 2B		1			
		Integrated Courses : Pre-Intermediate A		1			
		Integrated Courses : Pre-Intermediate B		1			
		Integrated Courses : Intermediate 1A		1			
		Integrated Courses : Intermediate 1B		1			
		Integrated Courses : Intermediate 2A		1			
		Integrated Courses : Intermediate 2B		1			
		Integrated Courses : Pre-Advanced A		1			
		Integrated Courses : Pre-Advanced B		1			
		Integrated Courses : Advanced A		1			
		Integrated Courses : Advanced B		1			
		Kanji Courses : Elementary 1A		1			
		Kanji Courses : Elementary 1B		1			
		Kanji Courses : Elementary 2A		1			
		Kanji Courses : Elementary 2B		1			
		Kanji Courses : Pre-Intermediate A		1			
		Kanji Courses : Pre-Intermediate B		1			
		Kanji Courses : Intermediate 1A		1			
		Kanji Courses : Intermediate 1B	1				
		Kanji Courses : Intermediate 2A	1				
		Kanji Courses : Intermediate 2B	1				

			Kanji Courses : Pre-Advanced A	1		
			Kanji Courses : Pre-Advanced B	1		
			Kanji Courses : Advanced A	1		
			Kanji Courses : Advanced B	1		
			Speaking Courses : Elementary 2A	1		
			Speaking Courses : Elementary 2B	1		
			Speaking Courses : Pre-Intermediate A	1		
			Speaking Courses : Pre-Intermediate B	1		
			Speaking Courses : Intermediate 1A	1		
			Speaking Courses : Intermediate 1B	1		
			Speaking Courses : Intermediate 2A	1		
			Speaking Courses : Intermediate 2B	1		
			Speaking Courses : Pre-Advanced A	1		
			Speaking Courses : Pre-Advanced B	1		
			Speaking Courses : Advanced A	1		
			Speaking Courses : Advanced B	1		
			Writing Courses : Intermediate 1A	1		
			Writing Courses : Intermediate 1B	1		
			Writing Courses : Intermediate 2A	1		
			Writing Courses : Intermediate 2B	1		
			Writing Courses : Pre-Advanced A	1		
			Writing Courses : Pre-Advanced B	1		
			Writing Courses : Advanced A	1		
			Writing Courses : Advanced B	1		
		第2外国語	ドイツ語Ⅰ	2	4	
			ドイツ語Ⅱ	2		
			フランス語Ⅰ	2		
			フランス語Ⅱ	2		
			中国語Ⅰ	2		
			中国語Ⅱ	2		
			ロシア語Ⅰ	2		
			ロシア語Ⅱ	2		
			韓国語Ⅰ	2		
			韓国語Ⅱ	2		
			スペイン語Ⅰ	2		
			スペイン語Ⅱ	2		
	文系 ディ シ プ リ ン 科 目		哲学・思想入門	2	8	8
			先史学入門	2		
			歴史学入門	2		
			文学・言語学入門	2		
			芸術学入門	2		
			地理学入門	2		
			社会学入門	2		
			心理学入門	2		
			現代教育学入門	1		
			教育基礎学入門	1		
			法学入門	2		

	政治学入門	2		
	経済学入門	2		
	経済史入門	2		
	The Law and Politics of International Society	2		
理 系 デ ィ シ プ リ ン 科 目	デザイン思考	1	3. 5	8
	情報科学	1. 5		
	プログラミング演習	1		
	社会と数理科学	1	4. 5	
	微分積分学	1. 5		
	微分積分学・同演習 A	1. 5		
	微分積分学・同演習 B	1. 5		
	微分積分学・同演習 I	1. 5		
	微分積分学・同演習 II	1. 5		
	線形代数	1. 5		
	線形代数学・同演習 A	1. 5		
	線形代数学・同演習 B	1. 5		
	数学演習 I A	1		
	数学演習 I B	1		
	数学演習 II	1		
	数理統計学	1. 5		
	身の回りの物理学 A	1		
	身の回りの物理学 B	1		
	物理学概論 A	1. 5		
	物理学概論 B	1. 5		
	物理学概論 A 演習	1		
	物理学概論 B 演習	1		
	基幹物理学 I A	1. 5		
	基幹物理学 I B	1. 5		
	基幹物理学 I A 演習	1		
	基幹物理学 I B 演習	1		
	物理学の進展	1. 5		
	基幹物理学 II	1. 5		
	電気電子工学入門	2		
	原子核物理学	2		
	身の回りの化学	1		
	基礎化学	1. 5		
	無機物質化学	1. 5		
	有機物質化学	1. 5		
	基礎化学結合論	1. 5		
	基礎化学熱力学	1. 5		
	現代化学	1. 5		
	基礎生化学	1. 5		
	機器分析学	2		
	生命の科学 A	1		
	生命の科学 B	1		
	基礎生物学概要	1. 5		
	細胞生物学	1. 5		

	集団生物学	1. 5		
	分子生物学	1. 5		
	生態系の科学	1. 5		
	地球と宇宙の科学	1		
	地球科学	1		
	最先端地球科学	1		
	宇宙科学概論	1. 5		
	図形科学	1. 5		
	空間表現実習Ⅰ	2		
	世界建築史	2		
	日本建築史	2		
	建築デザイン	2		
	コンピュータープログラミング入門	1		
	自然科学総合実験（基礎）	1		
	自然科学総合実験（発展）	1		
サイバーセキュリティ科目	サイバーセキュリティ基礎論	1	1	1
健康・スポーツ科目	健康・スポーツ科学演習	1	1	1
総合科目	アカデミック・フロンティアⅠ	1		
	アカデミック・フロンティアⅡ	1		
	女性学・男性学Ⅰ	1		
	女性学・男性学Ⅱ	1		
	日本事情	2		
	社会連携活動論：ボランティア	1		
	社会連携活動論：インターンシップ	1		
	Law in Everyday Life B	1		
	バリアフリー支援入門	1		
	ユニバーサルデザイン研究	1		
	アクセシビリティ入門	1		
	人と人をつなぐ技法	1		
	コミュニケーション入門	1		
	体験してわかる自然科学	1		
	健康疫学・内科学から見たキャンパスライフ	1		
	心理学・精神医学から見たキャンパスライフ	1		
	アジア埋蔵文化財学A	1		
	アジア埋蔵文化財学B	1		
	韓国・朝鮮研究の最前線Ⅰ	1		
	韓国・朝鮮研究の最前線Ⅱ	1		
	グローバル社会を生きるⅠ	1		
	グローバル社会を生きるⅡ	1		
	社会参加のための日本語教育Ⅰ	1		
	社会参加のための日本語教育Ⅱ	1		
	フィールドに学ぶA	1		
	現代企業分析	1		
	現代経済事情	1		

	ことばの科学	1		
	水の科学	2		
	数理医学	1		
	医療倫理学Ⅰ	1		
	医療倫理学Ⅱ	1		
	科学の進歩と女性科学者Ⅰ	1		
	科学の進歩と女性科学者Ⅱ	1		
	糸島の水と土と緑Ⅰ	1		
	糸島の水と土と緑Ⅱ	1		
	命のあり方・尊さと食の連関	2		
	食肉加工の理論と実践 -食への理解を深める-	2		
	先進的植物生産システム概論Ⅰ	1		
	先進的植物生産システム概論Ⅱ	1		
	体験的農業生産学入門	1		
	農のための植物-環境系輸送現象論	1		
	サイバーセキュリティ演習	1		
	セキュリティエンジニアリング演習(サーバー構築編)	1		
	セキュリティエンジニアリング演習(ハードウェア設計編)	1		
	セキュリティエンジニアリング演習(IoTセキュリティ編)	1		
	分子の科学	2		
	Contemporary American Society:A Sociological Introduction	1		
	アイデア・ラボⅠ	2		
	アントレプレナーシップ入門	2		
	九州大学基幹教育科目履修規則(平成25年度九大規則第120号)第3条第2項の規定により定める授業科目			
高 年 次 基 幹 教 育 科 目	共創発想法	2	5	5
	機械学習と人工知能	1		
	データマイニングと情報可視化	1		
	動的現象の科学	2		
	誘導現象の科学	2		
	科学の歴史 A	1		
	科学の歴史 B	1		
	科学の基礎(哲学的考察)	1		
	脳情報科学入門	1		
	認知心理学	1		
	Brain and Mind	2		
	現代社会Ⅰ	2		
	現代社会Ⅱ	2		
	現代社会Ⅲ	2		
	現代史Ⅰ	2		
	現代史Ⅱ	2		
	現代史Ⅲ	2		

	EU論基礎-制度と経済-	2		
	金融と経済	2		
	サイバー空間デザイン	2		
	芸術学概論	1		
	音楽・音響論	2		
	デザインと観察	2		
	環境問題と自然科学	2		
	環境調和型社会の構築	2		
	グリーンケミストリー	2		
	自然災害と防災	2		
	生態系の構造と機能Ⅰ	1		
	生態系の構造と機能Ⅱ	1		
	男女共同参画	2		
	ボランティア活動Ⅰ	1		
	ボランティア活動Ⅱ	1		
	インターンシップⅠ	1		
	インターンシップⅡ	1		
	漢方医薬学	1		
	チーム医療演習	1		
	バイオインフォマティクス	2		
	臨床イメージング	1		
	社会と健康	2		
	アクセシビリティマネジメント研究	2		
	地球の進化と環境	2		
	生物多様性と人間文化	1		
	遺伝子組換え生物の利用と制御	2		
	バイオテクノロジー詳論	2		
	平和と安全の構築学	1		
	文化と社会の理論	2		
	東アジアと日本-その歴史と現在-	2		
	法文化学入門	2		
	プレゼンテーション基礎	1		
	レトリック基礎	1		
	技術と倫理	1		
	医療における倫理	2		
	研究と倫理	1		
	社会と倫理	1		
	インフォームドコンセント	1		
	薬害	1		
	臨床倫理	1		
	研究企画・産学官連携特論Ⅰ	1		
	研究企画・産学官連携特論Ⅱ	1		
	リスクマネジメント	2		
	ビジネス統計学	1		
	社会統計学A	1		
	社会統計学B	1		
	社会調査法ⅠA	1		

	社会調査法ⅠB 社会調査法ⅡA 社会調査法ⅡB 日本国憲法 九州大学基幹教育科目履修規則(平成25年度 九大規則第120号)第3条第2項の規定により 定める授業科目	1 1 1 2		
上記のほか、備考3に定める授業科目			5.5	5.5

(備考)

- 1 第1外国語は、4月入学の学生は英語科目を、10月入学の学生は日本語科目の中から履修しなければならない。
- 2 第2外国語は、第1外国語で履修する言語を除き、主となる母語以外の言語を履修しなければならない。
- 3 基幹教育科目のうち、最低修得単位数を超えて修得する授業科目及び他学部の専攻教育科目。ただし、1年次に1単位以上修得すること。

別表第2 (専攻教育科目に関する授業科目、単位数及び最低修得単位数)

区 分		授 業 科 目	単位数	最低修得 単位数	合計最低 修得単位数
共通基礎科目		共創デザイン思考発想法 フィールド調査法 科学論 データサイエンス基礎 複雑系科学入門 グローバル・ヒストリー グローバル・エシクス	1 1 1 1 2 1 1	8	8
構想科目	エリア横断	デザイン思考プログラミング演習 デザイン思考プロセス演習 ビッグデータ処理 実データ解析技法 物理学の歴史と哲学 地学と生物学の歴史と哲学 科学技術社会論 複雑系科学論 Thermo-Dynamical Properties 量子現象科学論 Python Programing for Analysis	1 1 1 1 1 1 1 2 2 2 2 2		16
		遺伝学と進化	1	1	
		Molecular & Cell Biology	1		
		Brain & Information	1		
		社会哲学論	1	1	
		言語コミュニケーション論	1		
		社会共生論	1		
	エリア基礎	地域研究基礎論	1	1	
		政治・経済基礎論	1		
		歴史基礎論	1		

		地球の理解	1	1	
		自然環境と社会	1		
		自然災害・資源	1		
		地球環境実習	1		
		レクチャーシリーズ	2	2	2
協働科目		共創基礎プロジェクト 1	2	8	8
		共創基礎プロジェクト 2	2		
		共創プロジェクト 1	2		
		共創プロジェクト 2	2		
経験科目		異文化対応 1	1	2	2
		異文化対応 2	1		
		海外活動A 1	1		
		海外活動A 2	1		
		海外活動B 1	2		
		海外活動B 2	2		
共創科目	エリア発展科目	進化生物学	1	20	20
		発生生物学	1		
		Physiology and Behavior	1		
		Stress and Nutrition	1		
		Biochemistry	1		
		Advanced Molecular Biology	1		
		病態生理	1		
		健康の科学	1		
		Cognitive science	1		
		Bioethics	1		
		生命情報科学	1		
		システム神経科学	1		
		多文化共生の世界秩序	1		
		教育倫理学	1		
		人間社会研究法	1		
		言語とコミュニケーションA	1		
		言語とコミュニケーションB	1		
		議論と創造のコミュニケーションA	1		
		議論と創造のコミュニケーションB	1		
		異文化とコミュニケーション	1		
		メディアとコミュニケーション	1		
		先史社会を知るA	1		
		先史社会を知るB	1		
		国際福祉論	1		
		生き方の人類学	1		
		国際政治学	1		
		比較地域研究	1		
		東アジア地域研究	1		
		地域生態論	1		
		開発経済学	1		

		国際関係論	1		
		国家と政治	1		
		日本経済史	1		
		埋蔵文化財から見える世界	1		
		地域史	1		
		比較史	1		
		地球物質科学	1		
		大気海洋科学	1		
		地球の変動	1		
		社会の中の地球科学	1		
		地盤学と災害	2		
		生物多様性科学	1		
		保全遺伝学	1		
		環境保全・再生	1		
		流域環境学	1		
		環境地理学	1		
		環境都市政策	1		
		東アジアの経済地理学	1		
		環境ガバナンス	1		
	ディグリー ープロジ ェクト科 目	ディグリープロジェクト1	2	9	9
		ディグリープロジェクト2	5		
		ディグリープロジェクト3	2		
上記のほか、基幹教育科目（言語文化科目（日本語に関する科目で、外国人留学生に限る。）、総合科目及び高年次基幹教育科目に限る。）又は専攻教育科目（構想科目及び共創科目に限る。）から選択する授業科目並びに他学部 の専攻教育科目				1 1	1 1